

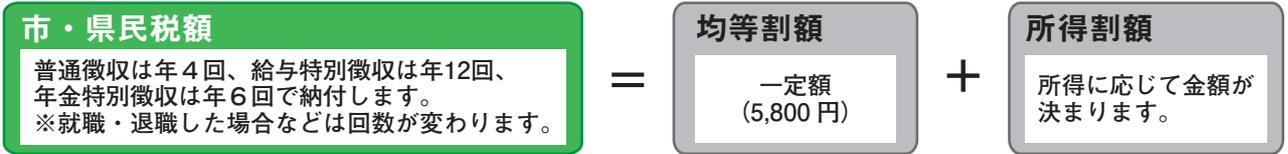
平成27年度

# 市・県民税のお知らせ

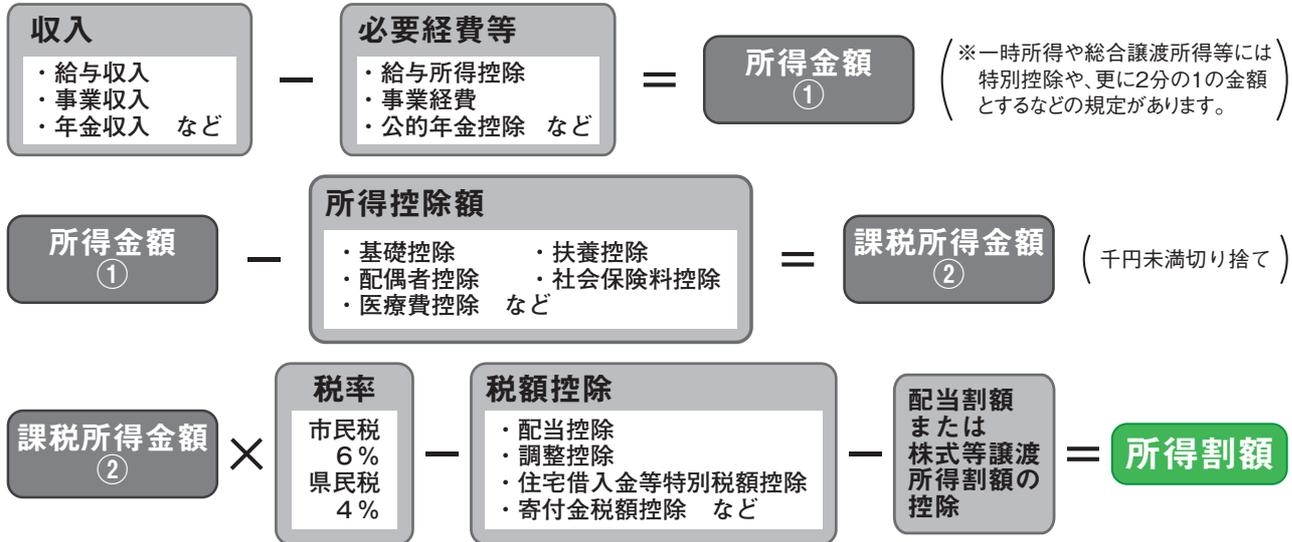
今年度の市・県民税納税通知書は、6月5日付けで発送します。  
給与から市・県民税が引き落としされるかたには、事業所を通じて税額の通知書が配布されます。

お問い合わせ  
税務課市民税係  
☎43-7033

## 市・県民税の計算の仕方



## 所得割額の計算の仕方



**計算の例**

●課税所得金額が300万円の場合の所得割額

【市民税】 300万円×6%=18万円  
【県民税】 300万円×4%=12万円

※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

**用語解説**

**市・県民税**  
前年中の所得金額に基づき納める地方税で、住民税とも言います。  
※就職した年は、前年に所得が無ければ市・県民税は課税されませんが、退職した年は、現時点で所得が無くても、前年の所得に基づいて課税されます。

**均等割**  
行政施策に要する費用の一部を、均等に負担する趣旨で設けられています。前年中の所得金額が一定以上のかたが負担する税金です。

**所得割**  
前年の所得に基づき算出する税金です。所得税と同様に所得を求めますが、控除額は所得税と異なります。

**普通徴収**  
市・県民税を、6月、8月、10月、翌年1月の年4回、納付書または口座振替で納付する方法です。

**特別徴収**  
給与所得者や年金受給者が対象です。給与所得者は、事業所が市・県民税を毎月の給料から引き落としして市に納付します。6月から翌年5月までの12回で全額を納付します。

年金受給者は、年6回の年金から、前年2月と同額を引く4月、6月、8月の仮徴収分と、今年度の税額確定後に引く10月、12月、翌年2月の本徴収分が引き落としされます。新たに年金から引き落とされるかたは、6月と8月は普通徴収で納付し、10月、12月、翌年2月は年金から引き落としされます。